

Title	1890年代前半における国内紡績業の輸出振興策：その評価の再検討 (西川俊作教授退任記念号)
Sub Title	Japanese Cotton Spinning Industry and the Promotion of Foreign Trade In 1890's (In Honour of Professor Shunsaku Nishikawa)
Author	牛島, 利明(Ushijima, Toshiaki)
Publisher	
Publication year	1998
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.41, No.4 (1998. 10) ,p.195-
JaLC DOI	
Abstract	従来の研究は、1890年不況時における紡績聯合会を中心とした輸出振興策について、不況対策としての輸出ダンピングの共謀とその失敗と評価し、1890年代後半に進展した国内紡績業の輸出産業化の要因として、為替変動、政府の保護政策という企業経営とは直接的には無関係な外部環境の変化に力点をおいている。しかし、1890年の紡連輸出推進決議は、操短のような短期的調整手段と同列にとらえるべきではなく、国内・中国市場双方においてインド綿糸がシェアを占める高番手綿糸市場への参入を目指した戦略の一部として採択されたものであつ
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19981000-00685951

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1890年代前半における国内紡績業の輸出振興策

——その評価の再検討——

牛 島 利 明

<要 約>

従来の研究は、1890年不況時における紡績聯合会を中心とした輸出振興策について、不況対策としての輸出ダンピングの共謀とその失敗と評価し、1890年代後半に進展した国内紡績業の輸出産業化の要因として、為替変動、政府の保護政策という企業経営とは直接的には無関係な外部環境の変化に力点をおいている。

しかし、1890年の紡連輸出推進決議は、操短のような短期的調整手段と同列にとらえるべきではなく、国内・中国市場双方においてインド綿糸がシェアを占める高番手綿糸市場への参入を目指した戦略の一部として採択されたものであった。この点で、輸入代替と海外市場進出を同時に視野に入れた戦略であったと評価される。また、輸出製品用として現地市場における商慣習や嗜好をふまえた包装・商標等が継続的に研究されたことも注目に値する。1890年不況は海外市場進出の必要性を国内紡績業全体に認識させ、1890年以降、紡連を中心として行われた各種の輸出振興策は、後に国内紡績業が輸出産業へと発展するための前提条件を整える役割を果たしたのである。

<キーワード>

綿績業，輸入代替，輸出，ダンピング，明治，紡連

はじめに

1880年代後半まで、日本の綿糸輸入依存度は80-90%台という高い水準にあった。当時、1881（明治14）年の官立愛知紡績所の設立を始めとして、国内ではすでに政府購入紡績機の払い下げを受けた2000錘の民間工場（いわゆる十基紡）が創業を開始していたものの、その紡出番手は大半が和15-13番手（洋12-13番手相当）に留まっており、16-20番手を主力とするインド綿糸、さらに高番手を中心とするイギリス綿糸とは直接の競合関係に入っていなかった。¹⁾

1) 工務局愛知紡績所「明治十七年十二月各地紡績所営業実況一覧表」および絹川太一〔1937-44〕『本邦綿糸紡績史』日本綿業倶楽部、第三巻、p.200

しかしその後、1890（明治23）年頃から輸入綿糸、とりわけインド綿糸が国内市場から急速に駆逐され始め、これと同時に国内紡績業者は海外輸出への道を模索し始めた。そして1894（明治27）年頃からは国産綿糸が本格的に中国市場に向けて輸出され、物量単位で見た生産・輸出比率は1900年代初頭に30%台にまで上昇した²⁾。国内綿糸紡績業はきわめて短期間のうちに輸入代替を完了し、輸出産業へと発展していったのである。この時期の国内紡績業者に見られた海外市場志向とその試みの結果について、従来の研究で下されている評価は以下の三点に集約される。

- (1)1890年不況時に国内市場が供給過剰に陥り、その対処として操業短縮と共に海外輸出が試みられた。
- (2)その際、輸出ダンピングと損失の共同負担という方策が採用されたが、国内紡績各社にはこれに耐えうる体力はなく、結果として失敗に終わった。
- (3)1890年代中頃から輸出が急増する要因は、銀貨下落とインドの銀自由鑄造禁止による対ルピー為替相場の変動、日清戦争の終結、そして綿糸輸出税、棉花輸入税撤廃、ボンベイ航路への助成等政府の紡績業保護策にある。

これらの見解は、いわば1890年代に進展した国内紡績業の輸出産業化の要因として、紡績企業経営と直接的には無関係な外部環境の変化——為替相場、保護政策——に力点をおく議論であるといえよう。しかし本稿では、とくに1890年不況への対応から本格輸出が始まる1894年前後までの時期に焦点を絞り、紡績企業・業界が国産綿糸の競争力獲得のために果たした役割を積極的に評価するという視点に立って、従来の見解を再検討していきたい。

1. 綿糸輸出開始の契機——なにが意図されたのか？

国内紡績業全体として海外綿糸輸出への積極的な意図が最初に確認できるのは、1890（明治23）年11月の大日本綿糸紡績同業联合会（以下紡連）の臨時総会である。この総会では折からの不況対策として、棉花輸入税免除、綿糸輸入税増税を含む輸入綿糸防遏策、中国向け綿糸輸出振興策、そして綿糸輸出税免除運動案が可決された。この時の中国向け輸出振興案の内容は、次のようなものであった。³⁾

- (1)毎年3万梱以内を損益に限らず5年間継続して輸出することを目標とする。
- (2)さしあたり第1回の見本輸出として錘数1000本につき1梱の割合で出荷し、特に1万錘以上の工場は必ずこの割合で出荷すること。
- (3)製品は20番手左右撚を7割、残りの3割は12, 14, 16番手に限る。この制限外の損益は荷主の負担とする。

2) 島野隆夫 [1980]『商品生産輸出入物量累年統計表』有恒書院, p.147

3) 前掲、絹川 [1937-44] 第五卷, pp.10-11

(4)輸出価格は正味買価の2円安とする。

(5)見本輸出の利益は出荷数に応じて配当する。また損失が出た場合は出荷の有無にかかわらず紡連加盟各社の鍾数に応じて負担する。

この決議に基づいて、同年12月には大阪紡績が見本を上海に送り、他に鐘ヶ淵、東京、平野などの各社が輸出用の製品を試作したという⁴⁾。もっとも、この決議のうち(2)の出荷量割当、および(5)の損失の全体負担については翌1891年6月の定期大会において修正され、見本輸出そのものも順調には実行されなかったと見られる⁵⁾。

従来の研究では、(4)の「正味買価の2円安」、また(5)の損失の共同負担という項目を根拠にして当時の輸出振興策を業界ぐるみのダンピングと評価している。しかし、ここであらためて注目すべき点は、見本輸出の成否よりむしろ(3)の輸出綿糸の番手制限条項である。決議が行われた1890年当時の国産綿糸生産構成比を見ると、国内生産のほぼ100%が16番手以下で占められており、17-24番手が急激に増加するのは紡連総会以降の1891年のことである⁶⁾。1890年時点では20番手以上の国内市場は依然として完全にインド、イギリスからの輸入で占められており、国産糸はもっぱら16番手以下の太糸の需要に応ずるにすぎなかった。国産糸が国内市場で輸入糸に対抗して行くためにも、16番手以上の細糸生産に進出することが当時の紡績業者にとってもっとも急務であったといえよう。

これは、同総会に提出された議題原案中に盛り込まれた、下記の「輸入綿糸防遏ノ策ヲ講究ス可キ事」の説明文からも明らかである。そこでは、

「現今ノ如ク各社製糸所謂和風紡績糸ノ販路壅塞セルトキハ、各社協同製糸工程ニ多少之変更ヲナシ、輸入糸ノ重ナルモノ即チボムベ一左燃二廿手ノ如キ綿糸ヲ紡出シ、将来ボムベ一糸ノ占拠セル市場ヲ侵撃シ我製糸ノ新販路ヲ開クト共ニ、輸入糸防遏ノ功ヲ奏スルヲ期スヘシ、之レ最モ目下ノ急務タルノミナラス実ニ当業将来ノ基礎ヲ確定スルノ一方案タリ」

とされ、結果として「四千鍾以上ノ工場ハ二廿手以上ノ糸ヲ製造スヘシ」ことが決議されている⁷⁾。つまり、それまでほとんど経験のなかった20番手綿糸の生産を開始し、かつその輸出を試みる

4) 同上書, pp.204-205

5) 高村直助 [1971]『日本紡績業史序説』上巻, 塙書房, p.177, 参照。高村は「損失の共同負担によるダンピング輸出は、望ましい方策とされながらも、その負担に耐える力量がまだ存在しなかったがゆえに霧散霧消し、個別資本の努力にゆだねられた」としている。

6) 三邊青一郎 [1937]「明治期における我国棉花生産の凋落」慶応義塾経済史学会『明治初期経済史研究』第1部, 巖松堂書店, pp.35-37

7) 「臨時聯合会議事録」渋沢青淵記念財団竜門社編 [1956]『渋沢栄一傳記資料』渋沢栄一伝記資料刊行会, 第10巻, pp.339-343

ことは、単に製品滞貨を処理するための一時的な不況対策ではなく、国内・中国市場で勢力を持っていたインド綿糸との競争を強く意識した、まさに「当業将来ノ基礎ヲ確定スル」ための戦略であったことが伺える。

さらに留意すべきことは、20番手綿糸を生産するためには単に工程上の変更（「工程＝多少之変更」）が必要なだけでなく、原料転換をも進める必要があった、という点である。それまで主に使用されていた短繊維系の国産棉花、中国棉花では16-17番手を紡出することが限界であり、20番手綿糸を生産するためにはより繊維の長いエジプト、アメリカ、インド棉花を混綿する必要があった。⁸⁾とりわけインド棉花は価格面でも優れており、国内紡績業者がこの時期インド棉花の安定的な輸入の確保、棉花輸入税撤廃に向けて様々な試みを進めたことはよく知られている。つまり、20番手綿糸は単に16番手以下の太糸の延長線上に位置する製品ではなく、いまだ国内市場でも量産ベースに乗らない高番手製品であった。いわば、20番手綿糸は国内・海外市場双方においてインド糸と対抗するための「新」製品であったと位置づけられる。

以上のような番手変更に関する問題以外にも、輸出用綿糸には国内向けとは異なった荷造、商標の作成が必要であった。（この点については次節参照。）実際、紡連総会では輸出仕様の荷造、商標作成にかかわる諸費用に加えて輸送費などを負担し、損失を予想してまで見本輸出を行うより、国内市場におけるインド綿糸防遏を優先すべしとする意見が述べられていたことは注目に値する。⁹⁾短期的な供給過剰対策として輸出振興策の有効性を疑問視する声が国内業界内部でも存在したのである。これに対して、輸出振興案決議でリーダーシップを取っていた大阪紡績の山邊丈夫（当時紡連委員長）が「外國販路を開き置くことは當面の救済のみでなく、前途激増すべき製品の捌け口としても大に役立つ¹⁰⁾」と反論していることから、輸出振興が長期的視野に立った戦略としてとらえられていたことが確認できよう。

したがって、輸出見本のうち20番手を7割にするという(3)の制限条項は、国内市場における主力製品の供給過剰分を単純に輸出に振り向けるのではなく、国内市場、中国市場におけるインド綿糸の動向を意識した番手の選択が行われていたことを示している。また紡連決議(4)のダンピング条項

8) たとえば、後述の1899年のインド紡績業調査に参加した玉木永久は、「当時、十六番手以下の太番手のものは、国内棉又は支那棉で紡ぐことが出来ました。それが事実機械を運転してみると到底国内綿では足りる訳がない。しかも国内綿も支那綿も繊維が短くきれ易くて、太いものしか出来ぬ。したがって細糸の需要に対してはどうしても外国からの輸入をまたねばならぬ。この輸入糸を駆逐するにはそれに対抗する細番手を製造しなければ駄目だし、それに又国内棉は段々騰貴して採算がとれぬ。こんな訳で、低廉で、しかも繊維が長く強靱で、細糸の出来る印度綿を是非輸入せなければならぬ、と云うことになったのです。」と回想している。「玉木永久氏談話」前掲、渋沢青淵記念財団竜門社編〔1956〕第10巻、p.260 また、前掲高村直助〔1971〕はインド棉花の使用によって20番手綿糸の生産が可能になり「インド綿糸に対抗しうる局面が全面化した」と評価している。（高村直助〔1971〕上巻、p.180）

9) 金澤仁作（平野紡績）は、「輸出に損失する所の三圓を内地賣りに廻せば竺糸を駆逐するに足るべし」と見本輸出に対する反対意見を述べている。絹川〔1937-44〕第5巻、p.10

10) 前掲、絹川〔1937-44〕第5巻、p.10

についても、これはあくまで見本輸出段階での取り決めであり、原価から2円引き下げることによる損失の共同負担は「第一回ノ試賣ニ限ル第二回ニ至ラハ別ニ協議ヲ要ス」とされていた。新たな「海外仕様」製品の試作に要する諸費用が通常の国内向け製品より割高だったことを考慮すれば、この決議に基づく見本輸出は中国市場における国産綿糸の評価をテストする、という意味合いも強かったと考えられる。¹¹⁾

さらに前出の山邊は「昨年ニ於テ大阪紡績會社ハ五十俵程輸出セシコトアリ此頃東京紡績會社モ出セント聞ケリ」と発言している。¹²⁾この山邊発言で「昨年」とは1889年のことであるから、先進的な個別企業のレベルでは、1890年不況の問題が生ずる以前においてごく小規模ながらすでに輸出が試みられていたことになる。

以上の諸点から考えて、1890年不況は国内紡績業者の危機感を触発し、海外市場進出の必要性を国内紡績業全体に認識させた、という意味で大きな影響を与えたと評価することが可能である。しかし、国内に滞貨する製品在庫の一時的な捌け口としてダンピング輸出が試みられたわけではなかった。国内の低番手市場を対象とする限り、好況時における生産能力の拡大が不況時の供給過剰状態に直結することは明らかであり、この限界を打ち破るためには輸入綿糸が制圧する高番手市場への進出が不可欠であった。国内・中国市場において当面の競争相手と目されたインド綿糸に対抗するためには製品の質的向上（高番手化）とともに価格競争力の獲得が必須であり、そのために原料棉花の転換がはかられたのである。そして次節で見るように、輸出製品用には現地市場における商慣習や需要動向をふまえた特別な包装・商標が研究されたのである。

2. 輸出マーケティングの推進——輸出振興策の成果

2-1. 外生的要因のインパクト

上述の通り、国内の紡績業者は1890年前後から国内市場での16-20番手インド糸防遏を目標とし、また同時に海外へ販路を求め始めたが、現実には1890年から1893年までの4年間の輸出量は合計でわずかに約1,300梱（39万斤）にすぎない。この間、紡連決議に基づいて1890年中に輸出された中国向け見本が日本に積み戻されるなど、綿糸輸出は順調なスタートを切ったと言える状況にはなかった。実際に本格的な輸出が始まったのは、約12,000梱（350万斤）が輸出された1894（明治27）年のことである。¹³⁾

ここで、1894年以降輸出が急増した要因を価格面からあらためて検証しておこう。表1は1890年

11) ダンピング条項に関する従来の評価は、たとえば副島圓照 [1972] 「日本紡績業と中国市場」『人文学報』第33巻を参照。

12) 前掲、絹川 [1937-44] 第5巻, p.8

13) 大蔵省関税局『大日本外国貿易年表』各年次。

表1 国産綿糸16番手1梱の平均コスト(単位:円)
(1)国内市場(1890年)

	国産綿糸	インド綿糸	コスト差額
原綿代価	—	—	5.800
製造工費	9.500	14.886	▲5.386
運賃保険	0.000	3.863	▲3.863
輸入税	0.000	3.500	▲3.500
合計	(9.500)	(22.249)	▲6.949

(2)上海市場(1890年)

	国産綿糸	インド綿糸	コスト差額
原綿代価	—	—	5.800
製造工費	9.500	14.886	▲5.386
運賃保険	2.987	3.632	▲0.645
輸出税	3.500	0.000	3.500
合計	(15.987)	(18.518)	3.269

(出所) 福澤諭吉 [1893]『実業論』

(注) インド綿糸は1890年, ボンベイ, エドサード・サウンスミル
考課状によるとの但書きあり。

(3)上海市場(1894年)

	国産綿糸	インド綿糸	コスト差額
原綿代価	65.250	59.414	5.836
製造工費	10.350	18.111	▲7.761
運賃保険	7.265	9.969	▲2.704
輸入税	0.000	0.000	0.000
合計	82.865	87.494	▲4.629

(出所) 大蔵省『明治二十七年外国貿易概覧』

および1894年における国産、インド綿糸16番手1梱当たりの平均コストの比較を表したものである。同種の資料は管見の限りでも10種類以上存在するが、そのほとんどは当時棉花輸入税・綿糸輸出税撤廃運動を推進していた紡連が議会請願などのために作成した資料を原拠とするとみられる。これらの資料は多分に政治的配慮が働いている危険が高く、信頼性については割引いて考える必要がある¹⁴⁾。しかし、ここであげた資料については、第1に、(1)、(2)についてインド綿糸に関し

14) 紡連の請願書としては、『聯合紡績月報』第14号、19号、22号、『紡織月報』第6号を参照。またこの他に、『日本』(1891年12月7日)、『国民之友』(1893年1月13日)、『朝野新聞』(1893年6月17日)、『長崎新聞』(1893年10月4日)、「綿糸輸出税及棉花輸入税の免除を要する義に付再建議」『東京商業会議所月報』第16号(1893年11月28日)などがある。資料の信頼性に関する問題は、前掲高村直助[1971]上巻、塙書房、pp.233-244を参照。なお、綿糸輸出税、棉花輸入税撤廃運動の詳細については、牛島利明[1991]「棉花輸入税撤廃の政治過程」『近代日本研究』第7号を参照されたい。

での原拠が明らかであり、かつ換算為替レートが明示されていること。第2に、別資料を用いて国内7社の16番手綿糸製造工費（1梱当たり：1890年）を求めると、平均は12.29円となる。¹⁵⁾ この平均値はやや高めであるが、リング紡績機使用比率が50%を超えている尾張、宇和島、平野、三重4社のみを取ればその平均は10.01円となり、ほぼ表1と同水準となるから、リング紡績機の使用を前提とすれば、国産綿糸の工費についても十分妥当性のあるものだと考えられる。¹⁶⁾ 上述の通り1890年当時はいまだ見本輸出の段階であったから、特に国産綿糸の輸出諸経費に関しては紡連の見積による数値と考えられるけれども、この点を除けば表1にあげたデータは日印綿糸のコストについての当時の概況をあらわしていると考えて差し支えなからう。

さて、表1では国産綿糸がインド棉花を100%使用するものと仮定しているが、まず(1)、(2)では国産綿糸は棉花輸入の費用4円60銭と棉花輸入税1円20銭（繰綿の場合100斤につき40銭の従量税）が付加されているため、インドよりも5円80銭割高になる。しかし、国産綿糸は製造工費において、原棉調達コストの差額にはほぼ匹敵する5円38銭6厘の優位に立っている。したがって、インドからの運賃、保険料に加えて日本の関税が賦課されれば、日本国内では国産綿糸が7円近くの差をつけることになる。一方、上海市場では国産綿糸に綿糸輸出税（従価5%）3円50銭が賦課されるため、インド綿糸が3円26銭9厘有利になる。

この資料から、国産綿糸は1890年の段階ですでにインドとほぼ同等のコスト水準にあったものの、運賃、保険料、関税の存在が価格面でインド綿糸に後れを取る原因になっていたことがわかる。ところが、1893年、インドが銀の自由鑄造を停止し金本位制移行への準備段階に入ったため、当時の銀貨下落にともなって対ルピー為替レートが約40%円安方向に動いたこと、また1894年に綿糸輸出税撤廃が実施されたことにより、1894年には表1(3)のように上海市場でもインド綿糸に対して4円60銭余りのコスト差をつけることになる。

はたして実際の市場価格にこれだけの差があったのか、という点については疑問が残るものの、為替レートの有利化と綿糸輸出税免除、さらに1896年に実施された棉花輸入税免除という外部環境の変化が、1894年以降、国産綿糸の輸出を急速に増加させたもっとも重要な要因であったことは明

15) 尾張（8.71円）、宇和島（9.07円）、平野（10.16円）、三重（12.10円）、愛知（14.03円）、名古屋（15.48円）、広島（16.45円）の各社。資料は永江為政 [1891]『日本紡績業の前途』（明治文化資料叢書刊行会編 [1961]『明治文化資料叢書』第1巻、産業編、風間書房、所収）、p.209による。

16) 前掲7社のうち、尾張（51.5%）、宇和島（100%）、平野（100%）、三重（59.1%）の4社。リング紡績機比率は「聯合綿糸紡績會社營業實況報告月報」『聯合紡績月報』第21号、1891年1月所載の1890年12月現在の錘数による。リング紡績機の導入と生産性の問題については、牛島利明 [1995]『明治期綿糸紡績業におけるリング紡績機の導入と生産性の上昇—輸入技術の導入と定着をめぐる予備的考察』『三田商学研究』第38巻第4号を参照。

らかであろう。¹⁷⁾

しかしここで留意すべき点は、1890年代初頭の国内紡績業者にとって、中国は未知の市場であり、そこではすでにインド綿糸が圧倒的なシェアを握っていた、という点である。新たに参入を試みた国内の紡績業者がまず始めに直面したのは、綿糸そのものの品質・価格といった問題ではなく、むしろ中国市場の商況やインド紡績業についての正確な情報をいかに入手するか、また中国における商品流通の基本的条件をいかにしてクリアするのか、というきわめて基本的な問題であったのである。

以下、紡連が製品市場である中国、原料市場かつ競争相手国であるインドの情報収集にどのような取り組みを行ったのか、また入手した情報を利用してどのような対策を行っていたのか、という点について概観する。

2-2. 中国市場の情報収集

国内の紡績各社は、すでに1880年代後半から国産棉花に比べ安価な中国棉花の使用を開始している。このため、中国の棉花市場についての情報はかなり豊富であり、紡連の機関誌である『聯合紡績月報』でも毎号上海、香港などの棉花商況が報じられていた。しかし、綿糸市場に関しては、すでに1889(明治22)年中に輸出を試みていた大阪紡績を除けば、中国市場の動向はほとんど知られておらず、継続的に情報を収集するためのルートも存在していなかったとみられる。このため、紡連では、三井物産社員端善次郎に調査を依頼したほか、1891年1月から紡連機関誌である『聯合紡績月報』の商報欄に「上海通信」を常設し、三井物産上海支店からの報告を連載している。¹⁸⁾ さらに、その後の『月報』には適宜、上海、ボンベイ、イギリスなどの新聞雑誌類から中国綿糸市場に関連する記事が翻訳転載されており、この点に関する紡連の対応は迅速で、商況についての基本的な情報はほぼ完全に掌握されていたと考えられる。

2-3. インド紡績業の調査

1889年7月、大阪紡績から川邨利兵衛、三重紡績から杉村仙之助、そして外務書記官佐野常樹(農商務省書記官から外務省に出向して同行)らが上海、香港を經由して渡印し、マドラス、ボンベイ、

17) 20番手綿糸に関する1893年のコスト比較については、東京商業会議所の「綿糸輸出税及棉花輸入税の免除を要する義に付再建議」を利用した前掲高村直助[1971]上巻、p.235、表19を参照。また、前掲の永江[1891]および「聯合綿糸紡績會社營業實況報告月報」から20番手を生産している2社の平均コストをみると、鐘淵(リング紡績機比率100%)9.44円、堂島(同22.8%)12.10円となる。他方、後述の佐野『印度棉産及紡績業事情報告書』から得られるインド紡績会社12社の20番手綿糸工費を1891年当時の平均為替相場で円換算すれば16.99円となり、20番手綿糸についてもコスト面では日本が優位に立っていたとみられる。

18) 「支那向竺糸の見本到着す」『聯合紡績月報』第20号、明治23年12月
「上海綿糸の商況に関する通信」『聯合紡績月報』第21号、明治24年1月

カルカッタなどで調査を行った。¹⁹⁾この調査の第一の目的は新たにインド棉花を輸入するための現地視察にあったが、川邨の紡連、大阪紡績宛報告書、また佐野の「印度棉産及紡績業事情報告書」には棉花輸入に関する事項に限らず、紡績工場の視察などにもかなりの重点がおかれていることが注目されよう。

とくに佐野の報告書には、インド各地の棉作事情から、紡績会社の経営組織、賃金、工費、営業利益、貿易統計など多岐に渡って詳細な報告がなされている。川邨によるインド各地からの視察報告書、また「孟買府内紡績織布會社一覽表（明治廿二年六月調）」などは、一行の帰国以前に、紡連の『月報』に掲載されており、単なる棉花供給国としてだけでなく、綿糸市場での競争当事国として、かなり早い時期から意識的にインド紡績業の情勢把握と知識の普及に努めていたことが窺える。

一方、対照的にインドの紡績業者が日本の紡績業を意識し始めたのは1893年頃のことであった。当時の香港駐在領事の報告によれば、幣制改革により中国市場での価格競争力が低下したことを受けて、ようやく日本製綿糸の進出に警戒感を抱き始めたインド紡績業者は、賃金の引き下げ、エージェントのコミッション引き下げなどを協議している。また香港では「日本紡績業者カ如何ナル所為ニ出ツルヤハ當地方ノ綿絲商カ刮目シテ之ヲ見ント欲スル所ナリ現ニ當地綿絲取引商中頃日日本紡績綿絲ノ見本ヲ得ントシテ奔走スル者」²⁰⁾が出て来ていたという。

2-4. 輸出初期の困難—荷造と商標

初期の見本輸出が返品のおそれ目に遭ったことは2-1節の冒頭で述べたが、その失敗の主な原因は、国内と同じ規格で包装されていたことにあった。見本輸出の嚆矢とされる1899年の大阪紡績出荷の50俵は、国内と同様、苳包装の和造り20玉を一俵とし、これを帯鉄巻にしたものであったが、中国での陸上輸送中に包装の角が破損し、糸を抜き取られる被害に遭っている。²¹⁾そして1890年中の見本輸出品についても「荷造ノ不良ナル包紙及商標ノ彼国〔清国：引用者注〕ノ嗜好ニ適セサル等ニテ遂ニ販売ヲ爲ス能ハスシテ空シク積戻シタル義有之」という惨憺たる結果に終わった。国内紡績業者の意気込みは、思わぬところで足を取られる結果となったのである。このような事態に対して、紡連は「一ノ商家ニ托シ人ヲ上海ニ派シ能ク市場ノ實況嗜好ノ模様ヲ探求セシニ大ニ悟ル所有

19) 前掲、渋沢青淵記念財団竜門社編 [1956] 第10巻, p.237

20) 「印度貨幣制變更ノ印度支那間貿易ニ及シタル影響」『官報』公使館及領事館報告第3142号, 明治26年12月18日 (外務省通商局編纂 [1989]『通商彙纂』(復刻版) 第16巻, 不二出版, 所収)。

21) 明治23年11月紡連総会での川邨利兵衛 (大阪紡績) の発言。前掲絹川 [1937-44] 第五巻, p.207。なお、和造りは20玉 (200ポンド) を1俵とし、苳包で太縄を掛る。洋造りはヘシアン・クロスで包装し、帯鉄をかけ、40玉 (400ポンド) を1俵 (大俵, 梱) とするのが慣習であったと見られる。この点に関しては、永井雅也 [1941]『紡績標準原價計算』東洋経済新報社, 中村耀 [1980]『繊維知識の実際 第六版』東洋経済新報社, 大阪綿糸布商同盟会 [1934]『日本紡織便覧』昭和九年版を参照。

之第一荷造及商標等改良スル所アルニ於テハ大ニ輸出品トナルヘキヲ知り現ニ荷造器械ハ英国ニ注文」する措置をとった。²²⁾ここで「一ノ商家ニ托シ人ヲ上海ニ派シ」とあるのは、前出の端善次郎を指すと思われる。端は1890年12月に、上海からボンベイ綿糸の見本を送り、これが紡連事務所に荷造見本として陳列された。また帰国時には上海に流通する綿糸の商標を持ち帰り、大阪紡績ではこの商標（動物図案）を手本として金白2色の象を図案とする商標を作成している。²³⁾これらの試みは、紡連内に設置された輸出実行委員会を中心として行われていたが、その他にも引用文中に見られるように金巾製織、大阪紡績、天満紡績ら10数社が組織する「十日会」で荷造機をイギリスに共同発注するなど、輸出用包装の改善が進められつつあった。²⁴⁾

これらの努力にもかかわらず、1893年頃に至ってもなお輸出用綿糸の品質、包装は完全に統一されていなかった。このため、1894年6月の紡連臨時総会で連合会規約を改正し、輸出綿糸の規格について特に条項が設けられるようになった。この規約では、第1に、1玉の量目は10ポンドとすること。第2に、荷造は40玉入1俵と20玉入1俵に限ること。第3に、商標を用い、かつ紡連で交付する中札を1俵毎に添付すること、という三点が定められ、違反に対する罰則規定も盛り込まれている。²⁵⁾また、中札には買入れ先から紡連に対して苦情を申し立てられる旨の但し書きが付けられ、粗悪品の防止対策とされた。²⁶⁾

そもそも中国市場向けの荷造、地域別需要番手などについては、すでに1890年の紡連臨時総会の席上で、大阪紡績の山邊、川邨が説明を行っている。²⁷⁾にもかかわらず、94年の時点に至っても、なお上述のような荷造・商標等の問題が生じているところを見れば、大阪紡績を始めとする一部の先進的な会社を除けば、国内紡績業者の輸出に対する認識、市場知識は不十分であり、その定着のために多大な時間と労力を費やして準備が進められていたことを示している。

結語——輸出振興策の意義

従来の研究では、1890年代前半における紡績業界の輸出振興策を短期的な不況対策ととらえ、共同ダンピングとその失敗というネガティブな側面が強調されてきた。たしかにその結果のみを見れば、紡連の輸出振興策それ自体は確たる成果を上げることができなかった、と評価するのは妥当で

22) 「綿糸輸出関税免除請願」『聯合紡績月報』第21号、明治24年1月

23) 「支那向竺糸の見本到着す」『聯合紡績月報』第20号、明治23年12月
「輸出綿糸に貼付すべき商標」『聯合紡績月報』第21号、明治24年1月

24) 「棉糸荷造機械の事」『聯合紡績月報』第20号、明治23年12月
「棉糸荷造機械の案内状着せり」『聯合紡績月報』第21号、明治24年1月

25) 「本會規約の改正増補」『大日本綿糸紡績同業聯合會報告』第20号、明治27年7月

26) 前掲、絹川 [1937-44] 第五卷, p.219

27) 同上書, pp.9-10

あろう。そして、1894年以降、輸出量が大きく躍進する直接の要因は、日清戦争の終結、綿糸輸出税の廃止、銀貨下落とインドの貨幣改革による為替変動など、紡績業者の経営努力とは直接には無関係な外部環境の変化にあったことは間違いない。しかし、同時に1890年以降、紡連を中心として中国市場・インド紡績業に関する情報収集、品質の確保、製品規格の統一などの努力が継続的に行われてきたことも看過することはできない。

後発企業が海外の市場に新規参入する場合、その可能性を決定する要因は、仮に品質が均一であるとすれば、基本的には価格の問題となる。しかし、現実には、市場の需要動向、取引慣習、既存企業・商品のブランド・ロイヤリティなど、当該市場に固有な条件に関する情報が不十分であったり、不完全な対応しかできないことが新規参入企業にとって大きな障壁となる。また、現地で採用されている商品規格や輸送に耐えうる包装などについての情報収集と対応が適切に行われるかどうかは、流通コストに対しても直接の影響を与える問題である。

このような視点から見た場合、1890年代前半における紡連の輸出振興策を単にダンピング輸出の失敗事例としてとらえるのは一面的である。1890年の紡連輸出決議は、操短のような短期的調整手段と同列にとらえるべきものではなく、高番手市場への参入を前提として、輸入代替と海外市場進出を同時に視野に入れた戦略であった。国内の輸入依存度が極めて高い状況であったにも関わらず、早期から海外市場を意識した経営努力を継続した、という国内紡績業の積極的な側面についても正当な評価を与えるべきであろう。この時期における紡連の輸出振興策は、後に国内紡績業が輸出産業へと発展するための前提条件を整える役割を果たしたのである。